

関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の 取りまとめについて —津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応—

令和2年10月14日
原子力規制委員会

1. 審査の結果の案の取りまとめについて

原子力規制委員会は、令和元年9月26日に、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和2年8月20日、令和2年9月3日及び令和2年10月5日に、関西電力から当委員会に対し補正書の提出がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

なお、本件の審査においては、令和元年度第13回原子力規制委員会において決定した方針に従い、火山事象に係る「想定される自然現象」について、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 科学的・技術的意見の募集

本発電所については、新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（1号炉及び2号炉については平成28年2月25日から30日間、3号炉及び4号炉については平成26年12月18日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

（案の1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記4.の（案の1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分可否について判断を行う。

また、本新知見（※）の反映を完了させるべき期限、及び、他の審査・検査案件の取扱いについては、令和元年度第20回原子力規制委員会において決定した方針（別添2）に従い、今後、関西電力から、公開の審査会合において、本新知見に対応するために必要な期間（後段規制への対応を含む。）等を聴取した上で、本件許可と併せて、当委員会として決定する。

※「隠岐トラフ海底地すべり」による津波警報が発表されない可能性のある津波に関する知見

6. その他

本申請の経緯について、以下に示す。

・平成31年 1月16日

平成30年度第53回原子力規制委員会において、平成30年12月にインドネシア・スンダ海峡で発生した火山現象による津波被害に関連し、関西電力に対して高浜発電所の津波警報が発表されない可能性のある津波に関し、発電所構内の重要な設備への影響等の確認を求めた。

・令和元年 6月13日

当委員会の山中委員及び石渡委員出席のもと、「警報が発表されない可能性のある津波への対応の現状聴取に係る会合」（以下「現状聴取会合」という。）において、関西電力による評価結果について確認を行った。

・令和元年 7月 3日

令和元年度第16回原子力規制委員会において、原子力規制庁から別添1のとおり報告を受け、高浜発電所における「隠岐トラフ海底地すべり」による津波対策に係る設置変更許可申請が行われる必要があるとの原子力規制庁の評価について、了承した。

・令和元年 7月16日

現状聴取会合において、関西電力から本件に係る設置変更許可申請を行う旨の説明を受けた。

・令和元年 7月31日

令和元年度第20回原子力規制委員会において、関西電力に対する今後の対応方針について決定した。